

広島県人事委員会告示第一号

広島県統計調査条例（平成二十一年広島県条例第七号）第二条第一項に規定する県統計調査を次のとおり実施する。

令和七年四月二十一日

広島県人事委員会

委員長 船 木 孝 和

一 調査を行う者の名称

広島県人事委員会

二 調査の名称

令和七年職種別民間給与実態調査

三 調査の目的

国家公務員法及び地方公務員法の規定の趣旨に基づき、国家公務員及び地方公務員の給与を民間の従業員の給与と比較検討するための基礎資料の作成を目的とする。

四 調査対象の範囲

広島県内における企業規模五十人以上かつ事業所規模五十人以上の民間事業所

五 報告を求める事項

1 事業所単位に調査する事項

(一) 事業所に関する事項

(二) 給与等に関する事項

2 従業員別に調査する事項

六 報告を求める事項の基準となる期日又は期間

令和七年四月分の最終給与締切日現在

七 報告を求める者

1 数

約三百四十事業所

2 選定方法

無作為抽出

八 報告を求めるために用いる方法

訪問調査

九 報告を求める期間

1 調査の周期

一年

2 調査の実施期間又は調査票の提出期限

令和七年四月二十三日から同年六月十三日まで

十 その他

調査は、人事院と都道府県市特別区人事委員会が分担して行う。